



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課）	1
○公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）	2
公 告	
○洪水浸水想定区域の指定等（河川課）	2
○特定調達契約に係る落札者の決定（県立総合教育センター）	2
教育委員会事項	
○沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	3
選挙管理委員会事項	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	4

告 示

沖縄県告示第419号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「監理技術者資格者証の交付を受けた」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者として工事現場に専任で置かれる者をいう。以下同じ。）

第10条第5項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項及び第2項中「主任技術者（監理技術者）」を「監理技術者等」に改める。

第17条第3項中「最少限度」を「最小限度」に改める。

第18条の2第5項中「第24条」を「第25条」に改める。

第32条を第32条の2とし、第31条を第32条とする。

第30条第1項中「第21条、第22条、第25条から第27条まで、第29条」を「第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条」に改め、同条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

第27条中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条を第28条とし、第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第23条第2項中「第21条」を「第22条」に改め、同条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の2を第21条とする。

第33条第1項及び第3項中「第31条第2項」を「第32条第2項」に改める。

第34条第1項中「第31条第4項」を「第32条第4項」に改める。

第39条第1項中「第31条」を「第32条」に改める。

第47条第4号中「第10条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第48条第11号へ中「、資材、」を「又は資材若しくは」に改める。

第53条第1項中「最少限度」を「最小限度」に改め、同条第3項及び第8項中「第54条第3項」を「次条第3項」に改める。

第54条第5項中「の場合においては、発注者」を「に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額」に改め、「を請求するもの」を削る。

第57条第1項中「第31条第4項」を「第32条第4項」に改める。

第59条第2項中「主任技術者若しくは監理技術者又は」を「監理技術者等、」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、令和2年10月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

沖縄県告示第420号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 うるま市石川から金武町字屋嘉まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月18日から同年11月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第421号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県土木建築部南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年10月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市字真玉橋地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年9月28日から令和3年3月19日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、天願川水系天願川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として令和2年10月6日に指定し、並びに当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部河川課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

令和2年10月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年10月6日

沖縄県立総合教育センター所長 宮 城 淳

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置、設定及び保守管理業務を含む。） 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立総合教育センター 沖縄市与儀三丁目11番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年8月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社創和ビジネス・マシズ 那覇市泉崎2丁目23番2号
- 5 落札金額 45,132,384円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年6月26日

教育委員会事項

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月6日

沖縄県教育委員会

教育長 金城弘昌

沖縄県教育委員会規則第11号

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和22年法律第25号」を「平成18年法律第120号」に改める。

別表第1中

	馬天小学校分教室	南城市佐敷字津波古	知的障害	小学部		6年	
--	----------	-----------	------	-----	--	----	--

を

馬天小学校分教室	南城市佐敷字津波古	知的障害	小学部		6年	
真和志高等学校分教室	那覇市字真地	知的障害	高等部		3年	普通科

に改める。

(沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1 全県学区の部沖繩ろう学校の項の次に次のように加える。

島尻特別支援学校(知的障害である生徒に対する教育を行う真和志高等学校分教室に限る。)	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町立水納中学校区域を除く。)、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。)、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市	
--	--	--

別表第1 全県学区の部森川特別支援学校の項中「国立大学法人琉球大学医学部附属病院」を「琉球大学病院」に改め、同表島尻学区の部中「島尻特別支援学校(知的障害)」を「島尻特別支援学校(真和志高等学校分教室を除く。)(知的障害)」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県立特別支援学校管理規則第2条の改正規定及び第2条中沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1 全県学区の部森川特別支援学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和2年沖縄県選挙管理委員会告示第18号は、廃止する。

令和2年10月6日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,368
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,045
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,647
うるま市選挙区	32,692
沖縄市選挙区	37,209
宜野湾市選挙区	26,061
浦添市選挙区	30,184
那覇市・南部離島選挙区	89,643
豊見城市選挙区	16,590
島尻・南城市選挙区	35,186
糸満市選挙区	16,069
宮古島市選挙区	15,202
石垣市選挙区	14,638
国頭郡選挙区	18,104
中頭郡選挙区	41,231

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--